

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、報告する。

平成30年2月27日提出

平成30年2月27日報告

藤岡市長 新 井 利 明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項として、下記のとおり専決処分する。

平成29年12月11日

藤岡市長 新 井 利 明

記

- 1 損害賠償の額 654,579円
- 2 損害賠償の相手方 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●● ● ● ● ●
- 3 事件の概要

平成29年9月13日（水）午前10時44分頃、総務課職員の運転する庁用車が、県道前橋長瀬線を前橋方面に走行中、高崎市綿貫町地内の交差点において、緊急車両の進入により急停車した相手方車両に追突し、破損させたものである。